



恵庭市起業支援事業

補助限度額: 50万円
(対象経費の1/2)



恵庭市で起業したい

その思い応援します!



こんな時は、一度ご相談下さい!!

市内でお店を開きたいけど、
家賃が負担よね...

新しく事務所を始めるために改修
したいけど、お金がかかるな...

せっかくお店を開店したから、
広告を出したいな...



**恵庭市起業支援事業 は、
家賃や起業支援に係る経費が対象です**

※備品購入費は除きます



補助金を上手く活用して
夢を実現しよう!!!



■ 制度の概要は裏面をご覧ください ■

お問い合わせ先 恵庭市経済部商工労働課 TEL: 0123-33-3131 (内3331)

恵庭市起業支援事業の概要

☆事業の目的

恵庭市内において新たに開業する事業者に対し予算の範囲内において補助(以下「補助」という。)することにより起業者の支援を行うことにより、市内経済の活性化を図ります。

☆補助対象者

以下の要件を全て備えていることが必要です。

- ・補助申請時に恵庭市民であること又は開業後又は申請後の3月以内に移住すること。
- ・恵庭市内において新たに開業すること。(平成29年4月1日から平成31年3月31日までの起業に限る。)
- ・市税を完納していること。

☆補助要件

○基礎要件

補助の対象となる事業は、下記の要件を全て備えるものとします。

- ・開業後6月以上継続して営業できること。
- ・公序良俗に反する事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業その他市長が適当でないと認める事業でないこと。(フランチャイズ契約による開業は対象外)
- ・補助対象者が直接、事業又は営業に携わること。
- ・市内外からの移転や2店目(市内外を含む。)以降の開業でないこと。
- ・以前にこの要綱による補助を受けていないこと。

○追加要件(下記のどれかひとつを備えているものが対象です)

- ・恵庭市の地域資源を活用した事業を行い、地域経済の循環を促進すること。
- ・既存商店街にある空き店舗で事業を営み、対象店舗の属する商店街で商店会に協力すること。

※恵庭市内の商店会：、恵み野商店会、漁町商店会、恵庭駅通商店街振興組合

- ・補助申請時に恵庭市内の大学及び専門学校に通学する学生(卒業直後を含む)又は若者(40歳未満の者をいう。)の開業であること。
- ・起業塾(次年度以降に開催するものを含む。)に参加する又は参加したことがあること。
- ・「恵庭市農商工等連携推進ネットワーク」に加入し、市内の農商工連携に寄与すること。
- ・「恵庭商工会議所」の会員となること。
- ・「起業ネットワーク恵庭」の会員となること。
- ・恵庭市内の金融機関又は日本政策金融公庫で創業関連の融資を受けていること。

☆補助対象経費及び限度額

対象経費は店舗取得費、家賃(駐車場含む)、店舗改修費、設備購入費や設備に係るリース料(購入費及びリース料は、備品を除く。)、申請手続に要する経費、ITツール(ソフトウェア、サービス等)及び広告宣伝に要する経費とし、これらの合計の額の2分の1について50万円を限度として補助を行います。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに支払った対象経費

地域内での経済循環を促進するためにも、対象経費について市内企業での購入をお勧めしています。

☆補助事業の申請及び決定

事業者は「恵庭市起業支援事業補助要綱」及び「恵庭市補助金等交付規則」の規定に基づき補助の申請を行い、恵庭市は申請を受け審査の上補助の可否を決定します。

☆補助事業実施年月日

平成30年4月1日から適用します。

※申請総額が予算額を超過する場合は、年度内であっても受付を終了致します。

☆問い合わせ・申請先

恵庭市役所経済部商工労働課

TEL: 0123-33-3131(内線 3331)